

令和8年度の稲沢市の部活動指導員について

1 文科省による部活動指導員の職務

実技指導、安全・障害予防に関する知識・技能の指導、学校外での活動(大会・練習試合等の引率、用具・施設の点検・管理、部活動の管理運営(会計管理等)、保護者等への連絡、年間・月間指導計画の作成、生徒指導に係る対応、事故が発生した場合の現場対応等を行う。

2 稲沢市の部活動指導員について

(1) 身分…稲沢市の会計年度任用職員

(2) 職務・勤務形態

- ・ 活動日は、基本休日とする。
- ・ 1回の活動時間は、3時間程度(準備・後片付けの時間を含む)とする。ただし、練習試合や大会等は、その限りではない。
活動時間帯の例 3時間 AM(8:30~11:30)、PM(13:00~16:00)
- ・ 年間最大勤務時間数は、160時間とする。(年間最大勤務時間数を超える勤務はできません)
1回3時間の場合 年間最大53回(月平均4~5回)
- ・ 時給は、1600円とする。
- ・ 通勤距離に応じて通勤手当が支給される。
- ・ 令和8年の1学期までは、各中学校の部活動顧問(教員)の指示の下、生徒の指導にあたる。令和8年の2学期からは部活動指導員2人で、いな活を管理・運営しながら、生徒の指導を行う。

(3) 従事する内容

- ・ 生徒の発達段階・性別・障害などに応じた指導を行う。
- ・ 絶えず安全・障害予防に努め、生徒にもその知識や技能を伝える。
- ・ 学校外の場所で大会や練習試合等を行う場合、生徒を安全に引率する。
- ・ 生徒に学校の施設や道具を大切に使いさせる。
- ・ 年間・月間指導計画を作成し、計画的に指導する。
- ・ 気になることや問題が起きた時(生徒指導、事故やけが等)には、顧問等と連携し、的確な早期対応を行い、その内容を保護者等へ連絡する。(いな活では、二人の部活動指導員で行う)

(4) 職務遂行のための遵守内容

- ・ 生徒の人格を傷つけるような言動や体罰を行ってはならない。
- ・ 保護者等の信頼を損なうような行為をしてはならない。
- ・ 職務上知りえた個人情報等、秘密の内容を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- ・ 稲沢市部活動指導ガイドラインで示した練習時間や休養日等の基準を守らなければならない。
- ・ 年間1回以上の研修を受けなければならない。

(5) その他

- ・ 小学校の教員は4月から、中学校の教員は9月から部活動指導員を行うことができる。